



豊能監第36号

令和4年12月28日

豊能町長 塩川 恒敏 様

豊能町議会議長 管野 英美子 様

豊能町教育委員会教育長 森田 雅彦 様

豊能町監査委員 長浜 裕一  
同 針原 祥次



令和4年度定期監査の結果について（通知）

地方自治法第199条第4項並びに豊能町監査基準第2条第1項第1号及び第2号の規定に基づき、令和3年度定期監査を実施したので、同法第199条第9項及び同基準第13条第1項の規定により、その結果を別添のとおり報告します。

令和4年度

定期監査結果報告書

豊能町監査委員

# 令和4年度定期監査結果報告書

## 1. 監査の期間

令和4年10月31日から令和4年11月15日まで

## 2. 監査の対象

議会事務局

吉川支所

出納室

まちづくり創造課

総務部 秘書人事課 総務課 行財政課

保健福祉部 保険課・国保診療所 福祉課 健康増進課

住民部 税務課 住民人権課・ふれあい文化センター 環境課

都市建設部 建設課 都市計画課 農林商工課

こども未来部 教育総務課・(ひかり幼稚園)・(吉川保育所)・(ふたば園)・(吉川小学校)・

(東ときわ台小学校)・(東能勢小学校)・(光風台小学校)・(吉川中学校)・

(東能勢中学校) 義務教育課 こども育成課 生涯学習課・図書館・西公民館・

中央公民館・ユーベルホール

( )は書類監査のみ

## 3. 監査対象期間

令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

## 4. 監査の方針

定期監査は、地方公共団体の財務に関する事務の執行及び経営にかかる事業の管理が法令等に基づき、適正に、また効率的に行われているか否かに主眼をおき、事務事業及び経営にかかる事業の各部門について関係法規等、諸規定に準拠しているか、事務処理は公正かつ効率的に執行されているかを重点に監査を実施した。

## 5. 監査の方法

事前に監査資料の提出を受け、また、監査後においても必要な資料の提出を求め書類の内容を確認し、所属長及び関係職員にその執行状況の説明を求め、関係書類等を審査した。

## 6. 監査結果

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理については、おおむね適正に執行されていた。

本町の主な歳入である町税収入は、今後も減少傾向であることが予想される。一方、地方交付税など国からの収入も大幅な増収は期待できず、歳入全体でこれまで以上の厳しい状況が続くと見込まれる。

このような危機的な財政状況を踏まえ、持続可能なまちづくりを目指すためにも、事務事業の執行にあたっては、町民の要望や満足度を十分考慮しつつ、事業内容の必要性や優先度を十分精査し、引き続き、最小の経費で最大の効果を挙げられるように限られた財源を効率的、効果的に執行されたい。

本件監査報告については、指摘した内容が十分理解が得られるよう、後日、措置状況の報告と齟齬のないように詳細に記載している。監査対象期間でない令和4年度事業についても前年度からの継続中、あるいは、重要であると考えられる事務事業についても時機を逸することなく意見を申し上げる。

また、監査の過程で発見された事務事業の執行管理が経済的、効率的かつ効果的に行われていない事例に対しては、改善策等を提言する。なお、監査時点のものであり、現行と相違する場合もあることを念のため申し添える。

## 7. 監査の内容

### ◇各課等共通監査事項◇

1. 備品の保管、管理状況
2. 郵便切手、つり銭用現金等の管理状況
3. 出張命令、時間外勤務命令等に関する事務
4. 各種契約関係事務
5. 各種補助金、負担金、委託料に関する事務
6. 予算執行状況

部課等別の監査事項については、次のとおりである。

### ◇部課等別監査事項◇

#### 議会事務局

(令和4年11月8日)

#### 監査事項

1. 議会開会状況
2. 付議事件の状況
3. 会議の記録、公開状況について

#### ○定例会議・その他会議（令和3年1月1日～令和3年12月31日）

##### 会期日数等

区分	会期日数			一般傍聴者数
	本会議日数	委員会日数	休会日数	
定例会	16	12	39	43
その他会議	4	0	0	1
計	20	12	39	44

#### ○付議事件等

区分	町長提出						議員提出				
	条例	予算	決算	その他事件	専決処分	計	条例	意見書	決議	規則その他	計
定例会	17	22	6	23	0	68	1	2	1	0	4
その他会議	0	3	0	2	3	8	0	0	0	1	1
計	17	25	6	25	3	76	1	2	1	1	5

上記議案の町長提出案件（76件）のうち、原案可決62件、その他（報告案件）14件

## 監査結果

### ● 委員会審議のインターネット公開

- ・本会議はこれまで一般質問だけをインターネットで公開されてきたが、令和4年9月定例会議より一般質問前の提出議案の説明、質疑、討論、採決が公開され、議論のプロセスが理解できるようになった。さらに、公開される画像が質問者、答弁者に限られていたものが、議員全員の動向も分かるように改善されたことは、住民から議会運営に対して理解が深まるものである。
- ・しかしながら、遅々と進まないのは委員会審議の公開である。これまでも指摘してきたが、課題となっている委員会運営については、どのようにすれば公開できるのか、議会と理事者双方が真摯に議論され、実施期限を定めて住民目線で実現されたい。

### ● 会議録検索システムの廃止

昨年度までは会議録検索システムにより、平成13年度以降の議事録は、閲覧年度を指定して会議録の種別や発言者名などで検索ができ、利便性の高いシステムであった。

しかし、今年度から議事録閲覧システムが廃止となり、現在は、ホームページ上で平成24年度以降の会議録が存在しているだけである。

行財政改革の名目で、会議録検索システム委託料の節減を図ったのであれば、住民サービスの低下を招くばかりでなく、情報公開条例の趣旨を逸脱するものであり、本末転倒である。

会議録検索システムを廃止した理由と目的及び、今後の対応策について明確にされたい。

## 吉川支所

(令和4年10月31日)

### 監査事項

1. 庁舎の維持管理状況
2. 窓口事務状況（全般）

### 監査結果

- 特に指摘すべき事項はない。

## 出納室

(令和4年10月31日)

### 監査事項

1. 一般会計歳入歳出事務状況
2. 特別会計歳入歳出事務状況
3. 窓口出納事務状況

### 監査結果

- 基金の取扱いに関する財務規則の改正（令和3年度～）

「令和3年度定期監査」（骨子）

- ・出納整理期間中の基金の会計年度所属区分は、実際の予算執行上極めて大切なものであり、予算執行上の都合で会計原則等に反した不明確な処理を防止する必要がある。統一化されたルールのもとで、基金の所属会計年度を明確にする必要があるため、財務規則の一部を改正されたい。（関係条項の改正も含む。）

「措置状況」

- ・令和4年度を目途に財務規則の改正を行う。

令和3年度から指摘しているように、今年度中に財務規則を改正されたい。

● 歳計剰余金の取扱い（関係課：行財政課）

令和3年度決算審査意見書においても指摘したところであるので詳細は省略するが、決算時において歳計剰余金が生じたときは、行財政課と連携を密にして「一般会計実質収支に関する調書」に確実に決算処理が行われるよう念のため申し添える。

## まちづくり創造課

（令和4年11月7日）

### 監査事項

1. 新電力会社について
2. 広域行政、交通施策について
3. スマートシティ戦略プロジェクトについて
4. 公共施設再編について

### 監査結果

● 出資法人に関する広報

「株式会社能勢・豊能まちづくり」は、令和2年7月3日に豊能町・能勢町及び周辺地域内において、エネルギー事業などを中心に資源が循環するまちづくりを推進することを目的に設立された。

当該会社の出資金950万円の内、本町の出資金は能勢町と同額の150万円である。電力高騰により、一般向けの契約を停止しているようであるが、出資者として、毎年度の事業状況や決算状況を広報誌やホームページと通じて住民にも広報されたい。

● スマートシティ関連事業

本年7月から、地域経済活性化の取り組みとして「とよのんウォレットの導入」「とよのんプレミアム付デジタル商品券」のプロジェクトが進められている。デジタル化時代を体感できる試みとして評価できる一方で、課題としては町内の加盟店が少なく（36店舗）、大手スーパーなど利用頻度が多い店舗での使用が出来ず不満の声をよく聞く。また、住民の情報端末の操作不慣れや決済機能への不信感など、デジタル化に対する情報格差の課題もある。

これらの課題は一気に解決できないものもあるが、デジタル商品券は、対象地域が豊能町内であり経済効果としても限定されるため、企業グループや近隣市町などと連携して地域経済の活性化に資するように広域化も含めて検討されたい。

● 地域公共交通基本構想推進事業（令和3年度～）

・本年7月から阪急バス豊能西線の一部便を活用して千里中央駅への交通社会実験が実施されている。あくまで、本格運用への移行を判断するための2年間の社会実験であり、収支率などが一定の基準を下回れば、本格運用は実施されないことになる。

また、本年12月からは能勢電鉄のダイヤ改正で減便等となり、利用者の減少がさらに進めば、本町は“陸の孤島”となりかねないという強い危機感を町、町議会及び住民が共有しなければならぬと考える。

このため、これまで約半年間の乗車率等のデータを住民等とも情報共有化を図り、現時点での乗車率等がこのまま推移すれば、本格運用ができるのかどうか見解を示されたい。

・町は、地域公共交通会議の主体として、地域全体の公共交通をはじめAIデマンド交通のあり方などスピード感をもって検討されているが、利用者はあくまで住民であるので住民の利便性も含めて住民目線で地域公共交通関係者と検討を進められたい。

・新たな法定協議会は、現在の地域公共交通会議の構成員と同様であり、自治会、老人会、介護者の会の代表者が参画しているが、住民全体に理解と協力を得ることが大切である。

一方で、本町の地域における自家用車利用の利便性もあるが、町は、計画段階から東西の単位自治会を通じて住民に対して、バス、鉄道の利用促進の啓蒙、啓発など広報活動を強化されるとともに、住民生活に密接に関係するので適宜適切に必要な情報提供を行われたい。

- 公共施設再編検討委員会（以下、「委員会」という。）（令和3年度～）（関係課：秘書人事課、総務課）

「令和3年度定期監査」（骨子）

・公共施設再編検討委員会については、早急にホームページで議事録を公開されたい。

「措置状況」

・第1回から第5回までの委員会資料については、既に掲載しています。また、議事録につきましては、作成できたものから順に公開していきます。

- ①令和3年度及び令和4年度の2年間で9回にわたり委員会は開催されたが、会議概要として提出された資料だけが公開されている。議事録は、作成できたものから順次に公開していくと措置状況での報告はあったが、現時点で「議事録」は公開されていない。  
このため、9回開催された委員会の議事録を公開されたい。  
どのような議論をされて、「豊能町公共施設再編整備に関する最終報告書（案）」（以下、「最終報告書（案）」という。）を提出されたのか議論のプロセスが分かるようにしていただきたい。
- ②最終報告書（案）が取りまとめられ、12月8日付けでパブリックコメントを実施されている。今後あるべき公共施設の再編の考え方などこれまで議論されてきた方向性などの総論が示されているが、令和4年度には個別施設単位の検討を行うこととされていたが、個別具体的な結論は町から報告されていない。
- ③町議会においても、特にユーベルホールについては、これまで施設の存廃議論も行われてきた。毎年、年間維持管理費だけで5千万円以上の多額の経費を支出していることや、再編整備の結論が出ていないことから令和4年度当初予算のユーベルホールの維持管理費用の一部の減額修正案や付帯決議が可決された経緯もある。  
最終報告書（案）では、東西地区における提供すべき機能と施設集約の考え方が示されているが、現時点では、施設集約論の下では、例えば、ユーベルホールについては存続という結論にも読み取れる。
- ④公共施設を提供する側の論理としては、施設が老朽化したから建て替えたいとの意向が潜在的にあると思われる。5年前に策定された「豊能町公共施設等総合管理計画」では、既に「計画的な保全による既存ストックの長寿命化を図る」との方針が示されている。  
施設集約論を展開され新規建設を前提とした考え方は、単に建設費用の財源を確保できればよいというものではなく、施設のスクラップ&ビルドにより町施設全体で将来のランニングコストがどの程度になるか、どの程度のコストダウンが図れるのかを明確にした上で、さらに、中長期的に町財政状況にどのような影響を与えるのかなど多面的に検討しなければならない。  
利用する住民側としては、将来世代への負担が重くのしかかることになれば、果たして集約化した施設にそこまで期待しているのか、納税者として理解と協力が得られるのか疑問に感じる。
- ⑤最終報告書（案）の財政状況について、「今後の財政運営は、基金の取崩しに頼らざるを得ない状況にある」と単に基金の取崩しの現状を記載されているが、今後の財政再建や行財政改革に関して説明がないので、住民に誤解や不安を与える記載となっているので留意されたい。  
なお、財政再建に関し令和3年度決算審査意見書において、「真に基金に頼ることの無い健全な財政運営を目指し実現されたい」と指摘した。また、公共施設再編整備については、「本町の危機的な財政状況についても、住民に十分に周知され共通認識の上で、議会においても丁寧に議論を行ったもらいたい」と述べたところである。
- ⑥まだ検討されていない本庁舎の建替え整備に関する財政負担をはじめ、人口減少に伴う税収の確保など中長期的な財政運営上の観点、納税者の将来負担、利用者の満足度の視点、まちづくり総合計画との整合性など総合的、俯瞰的に検討をされ、まずは個別施設の統廃合や存廃議論に結論を導き出すべきであると考える。

- 町ホームページの管理運営（令和3年度～）

「令和3年度定期監査」

ホームページの掲載等の管理のルール化を検討されたい。

「措置状況」ページ管理者は各所属長であり情報公開制度にも関係する内容であるので関係課と検討を行う。

・改めてホームページを各課から探す～所属別で見ると、ページ管理者が各所属長であるため、各課

の判断や都合で掲載内容や時期、掲示期間など統一されていないのが確認できる。基本的には、個人情報を除きすべて情報の公開が原則であり、町の内部統制の問題でもあるとの認識の上で、ホームページ掲載等の管理ルール化の検討結果を明確に示されたい。

## 総務部

### 秘書人事課

(令和4年11月8日)

#### 監査事項

1. 人事・給与の管理について
2. 職員研修の実施状況
3. 職員の健康管理等、福利厚生事業について
4. 職員採用試験の実施状況
5. 広報紙その他の広報刊行物の発行、配布状況
6. 法律相談の実施状況

#### 監査結果

- 職員給与決定のあり方 (令和2年度～)

「令和3年度定期監査」(骨子)

これまでの監査の結果、本町の職員の給与決定のあり方については、人事院勧告の月例給や、期末・勤勉手当の改定ベースだけを捉えて改定されているので、まずは、国からの通知(総務副大臣)も熟知して、大阪府人事委員会の給与実態調査結果も踏まえて適切に改定されたい。

本町の危機的な財政状況を鑑み、地域における民間給与実態をよく把握するとともに今日の社会経済情勢も踏まえつつ、町民や議会のご理解を得るためにも、今までのような国準拠一辺倒による機械的な給与決定のあり方を見直すべきであり、実務的な専門知識のある有識者の参画も得て検討すべきである。

- 定員管理のあり方 (令和2年度～)

地方自治法第2条第15項には、「地方公共団体は、常にその組織及び運営の合理化に努めるとともに、他の地方公共団体に協力を求めてその規模の適正化を図らなければならない。」と規定している。

町の将来像を見据えて、「職員給与決定のあり方」の検討と併せて、将来の1万5千人の人口規模に対する適正な職員規模数を検討されたい。

- 広報業務の強化 (関係課：まちづくり創造課、総務課) (令和3年度～)

「令和3年度定期監査」(骨子)

町が主催する外部の有識者を含めた会議、各種審議会をはじめ町民にとって重要な会議などは、議事録は必ず作成すること。資料については個人情報に関わるものは除き全て公開すること。会議後、一定の期間を定め公表時期を統一することなどを基本ルール化した「会議の公開に関する指針」を定められたい。

指針策定について、策定期間も含めて町情報公開担当課と協議していくと措置状況で報告されているが、その後の進捗状況はどうなったのか、具体的な指針策定の目途を明確にされたい。



● 広聴業務の強化（令和3年度～）

「令和3年度定期監査」（骨子）

住民ニーズを把握されることを目的に住民の声が町長をはじめ幹部職員、全職員に情報共有されるシステムを構築され、併せて、町民から寄せられた意見を全て公開して「意見の見える化」を検討し、住民ニーズを把握されるとともに広聴業務の強化を図られたい。

「措置状況」

意見の見える化については、センシティブ情報が多く含まれるため公開はなじまない。

個人情報を除き、町に寄せられるご意見を業務改善、施策反映につなげるように具体的に検討されたい。参考までに、大阪府の「府民の声見える化」を添付する。【参考資料1】

**総務課**

（令和4年11月1日）

監査事項

1. 防災関連事務について
2. 電子計算処理の企画調整について
3. 防犯、自治会について
4. 法制文書について
5. 情報公開・個人情報保護制度について

監査結果

● 行政手続きのオンライン化（関係課：行財政課、契約検査室）

・国においては、地方公共団体が重点的に取り組むべき事項・内容を具体化するため、総務省をはじめ関係省庁による支援策等を取りまとめ、「自治体DX推進計画」を策定し、令和4年9月に「デジタル社会の実現に向けた重点計画」の改定を行い手順書も示されている。

現時点における各行政手続きの進捗状況と実施時期を明らかにされたい。（関係各課）

・競争入札参加資格申請の行政手続きについて、事業者の大きな負担となっていることから、総務省は、「標準様式」を示され通知が発出されている。地方公共団体においても、最適な事業者の選定に寄与することや事務負担の軽減の効果が期待されている。他の行政手続きのオンライン化に先行して、全国共通の標準様式の入力フォーム例が既に提示されているので、総括・共通事項に指摘した競争入札制度の透明性、公平性等にも資するため、積極的に活用されたい。

（地方公共団体の競争入札参加資格申請に係る標準項目の活用等について（通知））

（令和3年10月19日総務省自治行政局行政課長）

● 会議の公開に関する指針（関係課：まちづくり創造課、秘書人事課）

「令和3年度定期監査」（骨子）

町が主催する外部の有識者を含めた会議、各種審議会をはじめ町民にとって重要な会議などは、議事録は必ず作成すること。資料については個人情報に関わるものは除き全て公開すること。会議後、一定の期間を定め公表時期を統一することなどを基本ルール化した「会議の公開に関する指針」を定められたい。

「措置状況」

策定時期も含めて町情報公開担当課と協議していく。

協議した結果、その後の進捗状況はどうなったのか、具体的な指針策定の目途を明確にされたい。

**総務課（消防）**

（令和4年11月1日）

監査事項

1. 消防事務委託の状況
2. 消防団及び消防関係団体の状況
3. 消防用設備の検査、指導、助言等の執行状況

#### 4. 消防水利の維持管理状況

##### ○消防団車両保有台数（令和3年度末現在）

ポンプ車	3台
小型ポンプ付積載車	8台

##### ○消防分団の団員数（令和3年度末現在）

方面隊	分団	団員数
団本部	役員	7名
	機能別団員	18名
第1方面隊	余野	23名
	木代	40名
	川尻	13名
	高山	13名
	小計	89名
第2方面隊	切畑	18名
	野間口	13名
	牧	14名
	寺田	5名
	吉川	18名
	小計	68名
合計		182名

##### 監査結果

###### ● 消防団のあり方検討

少子高齢化の進行に伴い、消防団員は、減少が避けられないのが現状であり、新入団員の確保も困難となってきている。新入団員の加入促進の広報活動なども大事ではあるが、今後の10年先、20年先の人口減少を考えて消防団のあり方を引き続き検討されたい。

#### 行財政課

（令和4年11月8日）

##### 監査事項

1. 予算配当状況及び財政計画について
2. 予備費の充当、予算流用、配当の状況
3. 公債台帳の整備状況
4. 各種契約事務状況
5. 請負業者の選定及び関係書類の整備
6. 町有財産の維持管理及び関係台帳の整備状況
7. 庁舎の維持管理状況
8. 各種統計調査について
9. 選挙事務について

## ○経常収支比率（普通会計の状況）

（単位：千円、％）

区 分	令和3年度 経常経費充当一般財源	令和3年度		令和2年度	
		比率	減税債等	比率	減税債等
人件費	1,607,728	31.5	33.3	36.5	38.3
扶助費	171,743	3.4	3.5	3.3	3.4
公債費	593,452	11.6	12.3	12.5	13.1
物件費	687,426	13.4	14.2	14.9	15.6
維持補修費	116,374	2.3	2.4	2.3	2.5
補助費等	691,705	13.5	14.3	14.2	14.9
貸付金	0	0.0	0.0	0.0	0.0
繰出金	755,009	14.8	15.6	16.1	16.9
合 計	4,623,437	90.5	95.6	99.8	104.7
経常一般財源総額	4,833,829				

## 監査結果

## ● 財政運営基本条例の制定

## 令和3年度決算意見書（骨子）

財政再建については、財政規律をさらに高め、あらゆる手段を講じて財政再生団体転落を回避しなければならず、次世代に先送りすることなく、真に基金に頼ることのない健全な財政運営を目指し実現されたい。

今後の財政運営は、町財政推計で「決算が赤字」にならないように、基金に頼らざるを得ない状況であるとして継続しているが、令和3年度決算審査意見書においても財政破綻を招く危機的な財政状況であると指摘したところであり、各事務事業を見てもこれらの認識が共有化されていないようである。行政組織の縦割りが強く、ガバナンスに起因する問題でもあると思われる。

特に、行財政運営にあたっては、誰が最終決裁者（首長）であろうとも、行政として中長期的な見通しを持ち、常に財政需要や財政リスクを管理するとともに計画的に行わなければならない。

このため、今後、将来世代に負担の先送りをしないことや持続的に健全で規律ある行財政運営を目指すため、財政運営の基本的な事項を定めた「財政運営基本条例」の制定が必要であり、スピード感をもって検討されたい。また、大阪府財政運営基本条例（※）等も参照されたい。

（※）大阪府財政運営基本条例 (osaka.lg.jp) スライド 1 (osaka.lg.jp)

## ● 歳計剰余金の取扱い（関係課：出納室）

令和3年度決算審査意見書においても指摘したところでもあるので詳細は省略するが、決算時において歳計剰余金が生じたときは、出納室と連携を密にして「一般会計実質収支に関する調書」に確実に決算処理を行われるよう念のため申し添える。

## ● 競争入札参加資格申請のオンライン化（関係課：総務課）

競争入札参加資格申請の行政手続きについて、事業者の大きな負担となっていることから、総務省は、「標準様式」を示され通知が発出されている。地方公共団体においても、最適な事業者の選定に寄与することや事務負担の軽減の効果が期待されている。他の行政手続きのオンライン化に先行して、全国共通の標準様式の入力フォーム例が既に提示されているので、総括・共通事項で指摘した競争入札制度の透明性、公平性等にも資するため、積極的に活用されたい。

（地方公共団体の競争入札参加資格申請に係る標準項目の活用等について（通知））

（令和3年10月19日総務省自治行政局行政課長）

- 豊能町入札監視委員会（以下、「委員会」という。）（関係課：行財政課：発注担当課）  
委員会は、豊能町附属機関に関する条例で町長の附属機関として平成29年4月1日に設置された。その職務は、町が発注した入札を伴う工事などの運用状況等について報告を受けることをはじめ発注工事等のうち委員会が選定した工事等に関し、次の事項について審査を行い、意見の具申又は勧告を行うこととされている。

ア 制限付き一般競争入札に係る入札参加資格の設定の理由及び経緯

イ 指名競争入札に係る指名の理由及び経緯等

ウ 随意契約とした理由及び経過

委員会は非公開であるが、委員会の議事概要は公表することとなっている。ホームページ等で公表されておらず、特に、上記のア～ウについて、委員会からの意見具申や勧告等の活動状況を公表されたい。

なお、令和4年6月1日、総務大臣及び国土交通大臣からの連名で「公共工事の入札及び契約の適正化の推進について」（以下「大臣通知」という。）が発出されている。

大臣通知においても、入札監視委員会の活動状況に関する必要な資料を公表するなど透明性の確保を図ること、入札・契約に係る苦情を中立・公正に処理する仕組みを整備すること及び情報の公表の際には、透明性を図る観点から、インターネットの活用を積極的に図ることを指摘されているところである。

大阪府／大阪府入札監視等委員会 (osaka.lg.jp)

- 住民に分かりやすい行財政改革の進捗状況（令和3年度～）

「令和3年度定期監査」

住民の皆さんに、可能な限り数値化でお示し理解しやすく具体的に分かりやすいように「進捗状況の見える化」を図られたい。

「行財政改革プラン2019」については、最終年度であるので、4年間の総括として行財政改革全体の財政上の効果がどの程度進捗したのか、明確にされたい。

- 遊休地の売却（令和3年度～）

「令和3年定期監査」（骨子）

今後、遊休地の売却にあたっては、売却予定地の規模の大小に関わらず、毎年度、売却可能な土地の一覧表を全て公開され、売却業務を行われたいと指摘した。

「措置状況」

隣接地等との境界が確定していないところが大部分であり、費用と時間がかかるので売却可能な土地から売却業務を行っていく。

令和3年度決算書の財産に関する調書のうち、公有財産として、登記上の地籍は合計で約164万平方メートルの土地を記載されているが、そもそも公有財産の面積は確定していないことになる。地籍調査事業などを活用して公有財産の管理を確実に行われたい。（関係課：建設課）

- 補助金執行の適正化（令和3年度～）（関係課：義務教育課、教育総務課）

「令和3年度定期監査」（骨子）

補助金執行にあたっては、町補助金交付規則に基づき適正に措置されたい。

町補助金交付規則に基づき、適正に措置されるよう周知徹底を図られたい。

教育委員会所管の6団体の補助金の支出科目は、消耗需要費、図書購入費、研修費、負担金等であり、教育委員会の既定予算でも執行できるものもあり、団体補助金として執行する必要性、合理性があるのかどうか精査され、補助金執行のあり方を行財政課と協議されたい。

なお、6団体とも清算された結果、補助金を含めた残余の金額は、翌年度へ繰越をされていたため、町補助金交付規則に基づき適正に措置されたい。

- 公園・街路樹・河川・道路等の町有地管理業務（令和3年度～）（関係課：行財政課・建設課）  
・これまで公園や街路樹等の清掃業務は、町内最大の事業所である役場が発注して、業者へ委託して

いるが、住民との協働やワークシェアリングの観点から、危険が伴う作業は除き、公園清掃など業務の一部については、シルバー人材センターを含め自治会などを通じて住民のボランティア活動としてお手伝いいただくことも検討されたい。(再掲)

- ・清掃等を業として行われている企業は除き、住民のボランティア活動、高齢者の生きがいづくり、地域への貢献といった趣旨である。あくまで、自治会などの組織を通じて行うもので、府内の最低賃金程度の協力金は必要と考えるが、業者へ発注するよりも安い経費で清掃業務等が出来て、経費節減の効果もあるので、是非検討されたい。(再掲)

- 発注者としての体制の補完（関係課：発注担当課）  
【総括・共通事項】で記載

## 保健福祉部

### 福祉課（福祉相談支援室含む）

（令和4年11月7日）

#### 監査事項

1. 福祉のまちづくり施策について
2. 地域福祉事業について
3. 障害福祉施策について
4. 児童手当等各種給付事務
5. 戦没者遺族等の援護事業

#### 監査結果

- 公有財産の管理

豊能町立たんぼぼの家は、令和3年度に雨漏りなどの補修工事を行ったが、その内容は指定管理者が工事を行い、町は指定管理者に対して1,000万円の補助金を交付した。民間法人の発注の方が廉価であったとしても、たんぼぼの家は公有財産であり、町は管理者として公有財産の保全・管理を確実に行い、公有財産台帳に記録しておかなければならないので留意されたい。

### 保険課

（令和4年10月31日）

#### 監査事項

1. 保険税（料）の賦課、徴収、減免、督促、滞納処分の状況
2. 保険税（料）の過誤納金、精算還付状況及び事務処理状況
3. 療養費等の給付状況
4. 後期高齢者医療関係事務
5. 被保険者の資格取得、資格喪失等の状況
6. 介護保険料の収入状況、介護保険サービスの利用状況

## ①保険税の収入状況

(単位：円)

区分・内訳		調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	収入済率(%)	
						本年度	前年度
一般 被保険者分	現年度分	6,800	6,800	0	0	100.00	97.64
	滞納繰越分	19,856,607	2,906,099	838,500	16,112,008	14.64	31.90
	計	19,863,407	2,912,899	838,500	16,112,008	14.66	93.59
退職 被保険者分	現年度分	0	0	0	0	0.00	0.00
	滞納繰越分	86,177	86,970	0	△793	100.92	81.71
	計	86,177	86,970	0	△793	100.92	81.71
合 計	現年度分	6,800	6,800	0	0	100.00	97.64
	滞納繰越分	19,942,784	2,993,069	838,500	16,111,215	15.01	32.52
	計	19,949,584	2,999,869	838,500	16,111,215	15.04	93.58

## ②保険料の収入状況

(単位：円)

区分・内訳		調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	収入済率(%)	
						本年度	前年度
一般 被保険者分	現年度分	566,099,300	550,583,200	0	15,516,100	97.26	97.78
	滞納繰越分	16,573,100	3,908,826	1,582,200	11,082,074	23.59	53.58
	計	582,672,400	554,492,026	1,582,200	26,598,174	95.16	96.99
退職 被保険者分	現年度分	0	0	0	0	0.00	0.00
	滞納繰越分	0	0	0	0	0.00	0.00
	計	0	0	0	0	0.00	0.00
合 計	現年度分	566,099,300	550,583,200	0	15,516,100	97.26	97.78
	滞納繰越分	16,573,100	3,908,826	1,582,200	11,082,074	23.59	53.58
	計	582,672,400	554,492,026	1,582,200	26,598,174	95.16	96.99

## ③(①保険税+②保険料)の収入状況

(単位：円)

区分・内訳		調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	収入済率(%)	
						本年度	前年度
一般 被保険者分	現年度分	566,106,100	550,590,000	0	15,516,100	97.26	97.64
	滞納繰越分	36,429,707	6,814,925	2,420,700	27,194,082	18.71	31.90
	計	602,535,807	557,404,925	2,420,700	42,710,182	92.51	93.59
退職 被保険者分	現年度分	0	0	0	0	0.00	0.00
	滞納繰越分	86,177	86,970	0	△793	100.92	81.71
	計	86,177	86,970	0	△793	100.92	81.71
合 計	現年度分	566,106,100	550,590,000	0	15,516,100	97.26	97.64
	滞納繰越分	36,515,884	6,901,895	2,420,700	27,193,289	18.90	32.52
	計	602,621,984	557,491,895	2,420,700	42,709,389	92.51	93.58

○国保の状況（令和3年度末現在）

被保険者数 4,854人（前年比 ▲194人）  
 資格取得 633人（前年比 ▲76人）  
 資格喪失 827人（前年比 79人）

○保険給付費の給付状況

区分・内訳	令和3年度		令和2年度	
	件数	給付額（千円）	件数	給付額（千円）
療養給付費	93,700	1,688,691	91,978	1,621,614
高額療養費	4,099	237,490	4,158	228,999
出産一時金	8	3,360	2	824
葬祭費	33	1,650	30	1,500
計	97,840	1,925,191	96,168	1,852,937

○介護保険料の収入状況

（単位：円）

区分・内訳		調定額	収入済額	不納欠損額	未収額	収入済率（%）	
						本年度	前年度
特別徴収	現年度分	584,743,565	585,420,929	0	△677,364	100.12	100.09
	滞納繰越分	0	0	0	0	0.00	0.00
	計	584,743,565	585,420,929	0	△677,364	100.12	100.09
普通徴収	現年度分	44,945,126	42,946,833	0	1,998,293	95.55	95.37
	滞納繰越分	5,162,738	589,150	1,423,139	3,150,449	11.41	20.16
	計	50,107,864	43,535,983	1,423,139	5,148,742	86.88	87.06
合計	現年度分	629,688,691	628,367,762	0	1,320,929	99.79	99.75
	滞納繰越分	5,162,738	589,150	1,423,139	3,150,449	11.41	20.16
	計	634,851,429	628,956,912	1,423,139	4,471,378	99.07	99.06

○不納欠損処理状況

平成31年度 119件 646,536円  
 平成26～30年度 183件 776,603円  
 計 302件 1,423,139円

○要介護（支援）認定者数の推移

（単位：人）

区分・内訳	令和3年度	令和2年度	令和元年度	平成30年度	平成29年度
要支援1	357	302	340	301	303
要支援2	203	210	193	197	166
要介護1	288	354	281	278	244
要介護2	209	212	205	191	192
要介護3	155	121	138	137	141
要介護4	187	158	153	146	118
要介護5	133	100	131	124	133
合計	1,532	1,457	1,441	1,374	1,297

○保険給付の状況

（単位：千円）

区分・内訳	令和3年度	令和2年度	令和元年度	平成30年度	平成29年度
介護サービス諸費	1,746,754	1,694,370	1,634,231	1,510,065	1,452,381
介護予防サービス諸費	41,547	40,349	32,905	32,465	71,246
合計	1,788,301	1,734,719	1,667,136	1,542,530	1,523,627

○在宅サービス・施設サービスの保険給付の状況 (単位：千円)

区分・内訳	令和3年度	令和2年度	令和元年度	平成30年度	平成29年度
在宅サービス	1,251,039	1,213,446	1,165,433	1,097,372	1,094,133
施設サービス	537,262	521,272	501,703	445,157	429,517
合計	1,788,301	1,734,719	1,667,136	1,542,530	1,523,650

監査結果

● 保険料等の公平性の確保（令和3年度～）

文書催告で応じる滞納者はよいが、文書催告は時効中断の法的な効果はないので、徴収権が消滅するまでに悪質な滞納者を見逃さないように早期に財産調査などの対応を行われたい。引き続き、保険料等の公平性が確保されるよう努力を行われたい。

**国保診療所** (令和4年10月31日)

監査事項

1. 医薬品等貯蔵品の出納保管状況及び関係事務
2. 医療費の収入状況
3. 未収金の収入状況
4. 受診患者数の状況
5. 施設の維持管理状況

○診療状況 (単位：人/千円)

区分・内訳	令和3年度		令和2年度		令和元年度	
	受診患者数	診療収入	受診患者数	診療収入	受診患者数	受診患者数
内科診療	1,453	16,875	1,191	15,032	1,496	17,608
歯科診療	2,499	17,225	2,543	17,317	2,387	14,602
合計	3,952	34,100	3,734	32,349	3,883	32,210

監査結果

● 特に指摘すべき事項はない。

**健康増進課** (令和4年10月31日)

監査事項

1. 保健福祉の総合施策の企画、調整、推進事務について
2. 各種予防接種、検診、防疫の実施状況
3. 各種健康管理に関する事業の実施状況
4. 高齢者福祉施策の実施状況
5. デイサービス事業、介護予防事業について
6. 施設及び諸設備の維持管理状況
7. 施設の利用及び運用状況

監査結果

● 特に指摘すべき事項はない。



## 住民部

### 税務課

(令和4年11月1日)

#### 監査事項

1. 町税の賦課、徴収、滞納整理事務及び不納欠損処分事務
2. 町民税等の税の減免事務
3. 納税の普及宣伝事務
4. 諸税の調定事務
5. 諸税の過誤納金の還付及び充当事務

#### ○町税収入状況

(単位：円)

科目	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額(件/円)		収入済率 (%)
町民税	1,030,266,981	1,010,608,859	978,826	416	18,679,296	98.09
(個人)	988,675,081	968,952,659	828,826	410	18,893,596	98.01
(法人)	41,591,900	41,656,200	150,000	6	△214,300	100.15
固定資産税	617,720,361	597,636,090	735,300	397	19,348,971	96.75
軽自動車税	40,961,700	39,377,100	53,200	259	1,531,400	96.13
(種別割)	39,479,200	37,894,600	53,200	259	1,531,400	95.99
(環境性能割)	1,482,500	1,482,500				100.00
町たばこ税	48,426,687	48,426,687				100.00
現年課税分	1,696,593,787	1,686,102,809	56,174	401	10,434,804	99.38
滞納繰越分	40,781,942	9,945,927	1,711,152	671	29,124,863	24.39
合計	1,737,375,729	1,696,048,736	1,767,326	1,072	39,559,667	97.62

#### ○滞納整理状況

徴収猶予	0件		0円	(前年比	—)
執行停止	7件	221,998円		(前年比	皆増)
差押	79件	4,833,938円		(前年比	94.6%)
参加差押	8件	2,371,948円		(前年比	82.4%)
交付要求	2件	43,800円		(前年比	13.9%)
換価の猶予	0件		0円	(前年比	—)

#### 監査結果

##### ● 税の公平性の確保 (令和3年度～)

滞納が判明すれば早期に財産調査などに取り掛かり、徴収権消滅までに悪質な納税者を見逃さないよう、税の公平性が確保されるよう努力を行われたい。

### 住民人権課

(令和4年11月7日)

#### 監査事項

1. 住民基本台帳、印鑑台帳、戸籍簿の整備状況
2. 各種手数料の収納状況及び関係事務の整備状況
3. 窓口事務状況
4. 人権啓発事業について
5. 女性施策について
6. 消費生活相談業務について

### 監査結果

- 特に指摘すべき事項はない。

## ふれあい文化センター

(令和4年11月7日)

### 監査事項

1. 各種講座、教室の開催状況
2. 施設の利用状況
3. 施設の管理状況

### 監査結果

- 特に指摘すべき事項はない。

## 環境課

(令和4年10月31日)

### 監査事項

1. 一般廃棄物及びし尿等の収集、運搬状況
2. 公害、苦情等の処理状況
3. ごみ減量化事業等の進捗状況
4. 各種手数料の収納状況
5. 飼犬登録及び狂犬病予防の状

### ○一般廃棄物量

種 類	令和3年度(t)	令和2年度(t)	対前年比(%)	
可燃ごみ	4,074	4,086	△0.3	
粗大ごみ	213	212	0.5	
不燃ごみ	187	213	△12.2	
ビン類	120	124	△3.2	
カン類	51	52	△1.9	
資源紙類等	新聞	151	150	0.7
	雑誌	110	120	△8.3
	ダンボール	76	76	0.0
	古布	40	38	5.3
	その他紙類	11	12	△8.3
	紙パック	4	5	△20.0
容器包装プラスチック類	199	197	1.0	
ペットボトル類	38	36	5.6	
植木剪定くず	94	93	1.1	
食用廃油	2	3	△33.3	
小型家電	1	1	0.0	
合計	5,371	5,418	△0.9	

○再生資源集団回収量

種 類	令和3年度 (t)	令和2年度 (t)	対前年比 (%)
新聞	296	294	0.7
雑誌	133	142	△6.3
ダンボール	117	116	0.9
古布	55	45	22.2
その他	0	0	0.0
合計	601	597	0.7

○特定家庭用機器収集運搬状況

(単位：台/円)

区 分		令和3年度		令和2年度	
		台数	金額	台数	金額
テレビ	25型未満	1	3,850	0	0
	25型以上	1	4,400	1	4,400
エアコン		0	0	0	0
冷蔵・冷凍庫	250L未満	1	3,850	1	3,780
	250L以上	0	0	0	0
洗濯機		3	11,550	0	0
合計		6	23,650	2	8,180

監査結果 (関係課：秘書人事課)

- ごみの収集運搬方法 (令和3年度～)

【豊能町におけるごみの収集運搬方法 (平成28年度)】

区 別		収集回数	排出形態	収集方法	
家庭系 ごみ	資源	紙類等	月1回	戸別 ステーション	委託
		空きビン	月1回		委託
		空きカン	月1回		委託
		ペットボトル	月4回		委託
		容器包装プラ	月4回		委託
		スチック類	月4回		委託
		植木剪定くず	月1回		直営
	食用廃油	平日 9～17時	拠点回収		
	ごみ	可燃ごみ	週2回	戸別 ステーション	直営
		不燃ごみ	月1回		委託
有害ごみ		月1回	委託		
粗大ごみ		予約制	直営		
事業系ごみ		随時	—	許可業者又は直接搬入	

(第2次豊能町ごみ処理基本計画 (平成29年3月策定) を参照)

「令和3年度定期監査」(骨子)

「現在の家庭系ごみの収集運搬方法については、可燃ごみ類等を職員により収集運搬する直営方式とカン・ビン類等を民間事業者が収集運搬する委託方式によるものがあるが、可燃ごみ類等の直営方式には、技能労務職の高齢化とともに直営方式の収集体制には限界が来つつある。

このことは、第2次豊能町ごみ処理基本計画(平成29年3月策定)の課題整理においても、本町の財政状況やごみ量など様々な状況を踏まえ、より効率的な収集運搬に向け、将来的に民間託を検討する必要があると報告されている。

ごみ収集運搬方法を一齐に民間委託方式に切り替えることは、現実的に難しいと思われるため、職員の退職動向も踏まえながら現時点から目標年次を定め、民間委託方式へシフトできるように計画的、段階的に準備を検討されたい。

「措置状況」(骨子)

民間に委託することは認識しており、検討を進めているが、再任用制度や定年制延長もあり、直ちに民間委託にシフトすることが必ずしも全体経費の削減につながる状況ではない。

しかし、パッカー車等ハード面の老朽化が進んでおり、退職職員も増加してくることから現体制の維持が困難な状況となる時期を中途に業務委託を拡大する方向で検討を進めている。

具体的な検討が進んでいないため、次の事項について説明されたい。

- ① 地方自治体における、売買、賃借、請負等の入札・契約方式は、原則として一般競争入札によらなければならないが、随意契約は、競争入札によらずに任意に特定の相手方を選択して契約を締結する例外的な方法である。(地方自治法第234条第1項、第2項)

本町のごみ収集運搬業務の一部(3種類のごみ収集業務)は、一般競争入札によらず施行令第167条の2第1項第2号を適用し、随意契約で締結されている。

第2号適用とは、契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものとするときと規定されているが、ごみ収集運搬業務契約が競争入札の目的に適さない理由を明確に説明されたい。

- ② 概ね10年後には、技能労務職員が0人となるため、職員の退職動向も踏まえながら現時点から目標年次を定め、民間委託方式へシフトできるように計画的、段階的に準備を検討されたい。

ごみ処理事業の行政コストの統一的な分析・評価する手法を国(環境省)において示されているので、一般競争入札を想定して、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第3条(一般廃棄物の収集、運搬、処分等の基準)に基づき、ごみ処理原価のコストなども総合的に勘案され適切な予定価格を設定されたい。

- 技能労務職の時間外勤務手当(関係課:秘書人事課)

「令和3年度定期監査」(骨子)

令和2年度の技能労務職(清掃業務)の時間外勤務については、約340万円(1,107時間)を休日勤務手当ではなく時間外手当として支給していた。休日に勤務を命ぜられた職員に対しては、給与条例により休日勤務手当の支給規定はあるものの、一般行政職については、代休に振り替えているのが現状である。このため、職員間の公平性の観点、及び現在の財政状況を鑑み、是正するにあたっては、職員の勤務時間条例第9条ただし書き規定を適用し、一般行政職と同様に年間の代休日をあらかじめ指定することを検討されたい。

「措置状況」(骨子)

全てを振り替えることで業務の安定的な継続に支障を来す可能性も否定できないことから休日勤務手当を支給することで対応したい。しかし、ローテーションを工夫するなどにより、全体的な経費の節減に詰めていく。

可能性の有無ではなく、代休対応で業務に支障が出るような状況になるのか、年次有給休暇も取得できない状況なのかどうか、その実情を説明されたい。また、職員団体とも協議中であると報告を受けたが、具体的に何を協議しているのか併せて説明されたい。

## 都市建設部

### 建設課 (令和4年11月7日)

#### 監査事項

1. 道路、橋梁台帳の整備状況
2. 諸工事の進捗状況
3. 災害復旧について
4. 公園・緑地について
5. 橋梁の点検について
6. 地籍調査について

#### 監査結果

##### ● 国道423号のインフラ整備（令和2年度～）

令和2年度から指摘している町内金石橋から箕面市中止々呂美区間をはじめ他市域においても全面的な拡幅が出来なければ、過去の災害事例を想起した時に、国道423号の緊急避難路としての役割を果たすことはできず、計画的に災害予防対策を行う必要がある。

このため、大阪府の重点インフラ強化の整備区間に含まれるように、国道423号整備促進協議会をはじめ近隣市町との連携強化を図り、地元の熱意が伝わるようにあらゆるチャンネルを使って、国及び大阪府へ引き続き要望活動を強化されたい。

##### ● 地籍調査事業（令和3年度～）（関係課：行財政課）

地籍調査事業は、令和3年度より「ときわ台5丁目地区」の地籍調査事業を進められている。

今後、町内全域で長期的な取り組みになると思われるが、概ねどの程度の期間を要するのか、町の実質負担額はどの程度なのか、全体計画を示されたい。

また、町有地の売却あたって、隣接地等との境界が確定していないところが大部分であるとの報告があった。令和3年度決算書の財産に関する調書のうち、公有財産として、登記上の地籍は合計で約164万平米の土地を記載されているが、そもそも公有財産の面積は確定していないことになる。地籍調査事業などを活用して公有財産の管理を確実に行われたい。（再掲）

##### ● 公園・街路樹・河川・道路等の町有地管理業務（令和3年度）（関係課：行財政課・都市計画課）

- ・これまで公園や街路樹等の清掃業務は、町内最大の事業所である役場が発注して、業者へ委託しているが、住民との協働やワークシェアリングの観点から、危険が伴う作業は除き、公園清掃など業務の一部については、シルバー人材センターを含め自治会などを通じて住民のボランティア活動としてお手伝いいただくことも検討されたい。（再掲）
- ・清掃等を業として行われている企業は除き、住民のボランティア活動、高齢者の生きがいづくり、地域への貢献といった趣旨である。あくまで、自治会などの組織を通じて行うもので、府内の最低賃金程度の協力金は必要と考えるが、業者へ発注するよりも安い経費で清掃業務等が来て、経費節減の効果もあるので、是非検討されたい。（再掲）

### 都市計画課 (令和4年11月7日)

#### 監査事項

1. 建築、開発に関する事務
2. 町営住宅等の各種使用料、手数料の徴収事務
3. 公園台帳の整備状況
4. 公園緑地及び河川の維持管理状況
5. 河川の維持管理状況
6. 公共下水道事業及び関係工事の進捗状況
7. 下水道台帳について
8. 下水道料金徴収状況
9. 施設及び諸設備の維持管理状況

## ○下水道使用料の徴収状況（令和3年度）

（単位：円）

区分	調定額	徴収額	不納欠損額	収入未済額	徴収率
現年度分	259,421,927	258,511,529	0	910,398	99.65%
滞納繰越分	1,494,188	1,058,062	0	436,126	70.81%
合計	260,916,115	259,569,591	0	1,346,524	99.48%

## 監査結果

- 大阪広域水道企業団（以下、「企業団」という。）との連携強化  
水道事業については、大阪府広域水道企業団に移管されて以降、水道に関する情報は、企業団のホームページを見に行かなければ状況は分からない。料金改定の件をはじめ水道事業に関することは、企業団と常に連携され、広報誌ではタイムラグが生じるため町ホームページにおいて適宜適切に広報されたい。
- 発注者としての体制の補完（関係課：発注担当課）  
【総括・共通事項】で記載
- 下水道ストックマネジメント実施方針（令和3年度～）
  - ・令和元年6月に下水道ストックマネジメント実施方針を策定され、この実施方針に基づき、管路施設及びポンプ場施設の点検調査や改築設計工事を確実に実施されたい。
  - ・特に、令和6年度以降の公営企業会計への移行にあたって、担当職員が専門的な会計知識の取得や会計処理に精通していなければ実現できないので、着実に人材の育成を図られたい。
  - ・また、総務省は公営企業会計の適用について、所要経費に対する地方財政措置の拡充や公営企業経営アドバイザー派遣事業等の支援措置などを講じているので、公営企業会計の適用など社会資本整備総合交付金等の要件化に遺漏のないよう準備を進められたい。
- 公園・街路樹・河川・道路等の町有地管理業務（令和3年度～）（関係課：行財政課・建設課）
  - ・これまで公園や街路樹等の清掃業務は、町内最大の事業所である役場が発注して、業者へ委託しているが、住民との協働やワークシェアリングの観点から、危険が伴う作業は除き、公園清掃など業務の一部については、シルバー人材センターを含め自治会などを通じて住民のボランティア活動としてお手伝いいただくことも検討されたい。（再掲）
  - ・清掃等を業として行われている企業は除き、住民のボランティア活動、高齢者の生きがいづくり、地域への貢献といった趣旨である。あくまで、自治会などの組織を通じて行うもので、府内の最低賃金程度の協力金は必要と考えるが、業者へ発注するよりも安い経費で清掃業務等ができて、経費節減の効果もあるので、是非検討されたい。（再掲）

## 農林商工課

（令和4年11月7日）

## 監査事項

1. 各種農業団体等に対する補助金の執行状況
2. 農林業振興に関する施策の実施状況
3. 森林整備事業について
4. 病虫害及び有害鳥獣の駆除について
5. 商工業、観光事業の振興について
6. とよのまつりの企画調整について
7. 雇用・就労相談の状況

## 監査結果

- 特に指摘すべき事項はない。

## こども未来部

### 教育総務課

(令和4年11月1日)

#### 監査事項

1. 教育行政の企画及び総合調整について
2. 各学校園所における工事実施状況
3. 各施設の施設台帳の整備及び維持管理事務
4. 各種負担金の状況
5. 学校、園の就学、退学、転学等関係事務
6. 奨学金及び教育扶助事務
7. 給食調理業務の委託及び給食費の出納事務

#### 監査結果

- 補助金執行の適正化（令和3年度～）（関係課：行財政課、義務教育課）

「令和3年度定期監査」（骨子）

補助金執行にあたっては、町補助金交付規則に基づき適正に措置されたい。

教育委員会所管の6団体の補助金の支出科目は、消耗需要費、図書購入費、研修費、負担金等であり、教育委員会の既定予算でも執行できるものもあり、団体補助金として執行する必要性、合理性があるかどうか精査され、補助金執行のあり方を行財政課と協議されたい。

なお、6団体とも清算された結果、補助金を含めた残余の金額は、翌年度へ繰越をされていたため、町補助金交付規則に基づき適正に措置されたい。

- 発注者としての体制の補完（関係課：発注担当課）  
【総括・共通事項】で記載

### ひかり幼稚園 吉川保育所 ふたば園

#### 監査事項

1. 施設及び諸設備の維持管理状況
2. 保育料の調定、収納関係事務
3. 保育カリキュラムについて

#### 監査結果

- 特に指摘すべき事項はない。

### 吉川小学校 東ときわ台小学校 東能勢小学校 光風台小学校 吉川中学校 東能勢中学校

#### 監査結果

- 特に指摘すべき事項はない。

## 義務教育課 (令和4年11月1日)

### 監査事項

1. 各種教育研究に関する事務
2. 教職員の研修関係事務
3. 地域人権教育について
4. 支援教育について
5. 各種団体に対する補助金の執行状況

### 監査結果

- 補助金執行の適正化（令和3年度～）（関係課：行財政課、教育総務課）

「令和3年度定期監査」（骨子）  
補助金執行にあたっては、町補助金交付規則に基づき適正に措置されたい。

教育委員会所管の6団体の補助金の支出科目は、消耗需要費、図書購入費、研修費、負担金等であり、教育委員会の既定予算でも執行できるものもあり、団体補助金として執行する必要性、合理性があるかどうか精査され、補助金執行のあり方を行財政課と協議されたい。

なお、6団体とも清算された結果、補助金を含めた残余の金額は、翌年度へ繰越をされていたため、町補助金交付規則に基づき適正に措置されたい。

## こども育成課 (令和4年11月1日)

### 監査事項

1. 児童福祉施策の企画調整について
2. 地域子育て支援センターの運営について
3. 子育て支援環境の充実事業について
4. 幼稚園児数及び保育料の徴収状況
5. 保育所入所定数及び措置児童数並びに保育料の徴収状況
6. 入園所の事務
7. 留守家庭児童育成室の管理運営状況

### 監査結果

- 特に指摘すべき事項はない。

## 生涯学習課 (令和4年11月8日)

西公民館  
中央公民館  
ユーベルホール

### 監査事項

1. 各種団体の育成及び補助関係事務
2. 文化活動及び文化財に関する事務
3. 公民館等の各施設の運営及び維持管理事務
4. 社会教育及び社会体育行事及び活動関係事務
5. 各施設の利用状況について

### 監査結果（関係課：まちづくり創造課）

- まちづくり創造課所管の公共施設再編整検討委員会で指摘しているため、記載省略。



## 図書館

(令和4年11月8日)

### 監査事項

1. 図書館資料の収集、整理及び保存状況
2. 各種講座等の実施状況
3. 貸出事務状況

### ○図書等貸出冊数

令和3年度			令和2年度		
開館日数	貸出冊数	貸出人数	開館日数	貸出冊数	貸出人数
220日	162,266冊	48,640人	240日	148,656冊	46,098人

※ 開館日数は本館のみの数。貸出冊数及び貸出人数は中央公民館図書室分を含む。

### 監査結果

- 特に指摘すべき事項はない。

## 【総括・共通事項】

### ～随意契約と公共工事の入札及び契約の適正化の推進について～

今年度の定期監査は、令和3年度分の随意契約をはじめ、公共工事の入札・契約関係、及び建設業法に基づく建設業許可関係、経営審査事項に関する制度的事項について、関係法令はもとより本町の条例、規則、要綱などに基づいて事務事業の執行が適切に行われているかを中心に実施した。

#### 1. 【公共工事の入札及び契約の適正化の推進】

公共工事の入札及び契約の法令遵守については、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（以下「入札契約適正化法」という。）、公共工事の品質確保の促進に関する法律（以下「公共工事品質確保法」）等を踏まえ、不断の見直しを行い、改善していくことが求められている。

公共工事の入札及び契約の適正化については、これまでも通知されているが、直近では、令和4年6月1日、総務大臣及び国土交通大臣からの連名で「公共工事の入札及び契約の適正化の推進について」（以下「大臣通知」（※）という。）が発出されている。

（※）[001484423.pdf \(mlit.go.jp\)](#)

これらの関係法令及び大臣通知を熟知され、本町の公共工事の入札及び契約の適正化の推進を図ら  
たい。

#### 2. 【随意契約】

随意契約に関しては、地方公共団体において、売買、賃借、請負等の入札・契約方式は、原則として一般競争入札によらなければならないが、指名競争入札及び随意契約は政令で定められた場合のみ行うことを基本原則としている。（地方自治法（以下、「自治法」という。）第234条第1項、第2項）

随意契約は、競争入札によらずに任意に特定の相手方を選択して契約を締結する例外的な方法であり、随意契約によることができる要件が限定列挙【参考資料2】されており、この条項に該当する場合以外には締結できない。（地方自治法施行令（以下、「施行令」という。）第167条の2第1項各号）

随意契約の公正性、経済性を確保するためには、個々の契約ごとに技術の特殊性、緊急性等の解釈を客観的、総合的に判断することが必要である。

本町の随意契約の多くは、「契約の性質または目的が競争入札に適しない契約をするとき」（施行令第167条の2第1項第2号）に該当する、いわゆる「2号随意契約」を適用されているが、今後の契約締結にあたっては、形式的で安易な随意契約を行うことのないよう、特に、競争入札に適しない理由等が適正かつ合理性を持ったものであるかについて留意されたい。

#### 3. 【制限付き一般競争入札制度の改善】

請負等の契約に関しては、その経費が住民の税金で賄われていることから、公正性、中立性、経済合理性の観点から、前述のとおり原則として一般競争入札によることとされている。

契約履行確保等の観点から、施行令に基づき入札参加資格を制限することが許されており、必要があるときは、あらかじめ、契約の種類及び金額に応じ、事業実績、経営規模等を要件とする資格を定めること。（施行令第167条の5第1項）また、当該入札を適正かつ合理的に行うため特に必要と認めるときは、事業所の所在地、工事等の経験、技術的適正の有無等に関する必要な資格を定めること（施行令第167条の5の2）などが許されている。

しかし、判例においては、地方公共団体が発注する工事につき施行令第167条の5の2に基づき入札参加資格の制限がなされたところ、当該制限が違法であるとした事例がある。（水戸地裁平成26年7月10日判決）

特に、争点となった地元業者育成の目的については、将来の政策課題のために入札資格を制限することは法令の趣旨に反するなどとして、同要件の設定について「当該入札を適正かつ合理的に行うため特に必要がある」とはいえず、施行令第167条の5の2に反する違法なものであると判示した。

本町は、これまで地元業者育成の観点も含め制限付き一般競争入札を実施してきた。今後、発注者（町）は、入札参加資格審査等において、地域振興の観点から地方自治法の費用対効果の原則（地方自治法第2条第14項）により、落札した業者は本町における雇用の場を増加させることや、町内の下請け業者に発注することなど地域社会への貢献度等の評価を加味する必要がある。

これらの入札改善を行うことにより、地域の産業が発展することにより町税の納付額が増加することが期待され地域社会に寄与するものとする。これらの判例や地域振興の観点の趣旨を踏まえて、「制限付き一般競争入札」は、名称も含めて適正に改善されたい。

なお、入札参加資格審査時における発注者別評価（発注者点）や等級区分については、【参考資料3・4】を参照されたい。

#### 4. 【競争性のある一般競争入札制度】

令和3年9月3日の入札執行状況は、学校施設改修工事をはじめ、災害復旧工事、屋上防水工事など4件の工事が制限付き一般競争入札として告示（令和3年8月2日）され、取り分け方式による入札執行が半日で実施された。

このうち、3件の入札において応札事業者はそれぞれの入札につき2事業者であった。

最後に行われた1件は、取り分け方式の結果、競争入札にもならず予定価格に達しないため入札不調となり、随意契約（施行令第167条第8号）となった。

「改善事項」

① 制限付き一般競争入札で実施されたが、地元事業者だけでの入札は、そもそもの業者数が少ないことや応札事業者も極めて少ないため、制限を付けずに町外の業者も含めて間口を広げ競争性の高い一般競争入札制度に改善されたい。

② 取り分け方式については、応札可能業者数が十分に確保され、実質的に工期若しくは履行期間が重複する場合に限り適用できる事例がある。（大阪府建設工事等取り分け方式実施要綱）

本町の場合、大阪府と同様の実施要綱を定めておらず、応札可能業者数が十分に確保されていない。また、毎年、主要工事概要は町ホームページで公表されているが、予め公表時点で、工事発注の見通しなど計画的に準備していれば、工期等の重複は起こることはなく、今回のような取り分け方式の入札は避けられたものと考えられる。

したがって、競争性の原理が働かない入札は、税金の無駄遣いになるだけでなく、現在の入札制度に慣れて親しんでしまうと慣習的、前例主義にとらわれて、これらの制度が当たり前で何ら制度改善の意欲も働かないと思われる。

今一度、関係法令及び、大臣通知の趣旨を熟知し、何が出来ていないのか、原因は何か、どうすれば出来るのかを検証するとともに、真に競争性のある一般入札制度に改善されたい。

#### 5. 【発注者としての体制の補完】

入札制度の改善と併せて、発注者として専門技術職を確保し発注体制を整備することは、喫緊の重要な課題である。本町は専門技術職が不足している現状から、工事内容によっては、設計積算業務をはじめ工事検査・監理業務などが適切に実施することが困難な場合もある。

大臣通知には、発注関係事務を適切に実施することが困難である場合には、必要に応じてCM方式（コンストラクション・マネジメント）【参考資料5】など外部機関による支援の活用を積極的に進めることにより、発注者として体制の補完の方法を推奨している。

CM方式には、メリット、デメリットもあるが、建築土木工事の発注業務は、毎年のように発生する災害復旧工事も含め、特に、専門的な技術力を要する工事もあり、早期に導入の検討をされ施行的に実施されたい。併せて、建設工事等に関して、各担当課別に行われている発注業務は、発注業務の一元化を図られ、効率的で柔軟性のある発注体制を構築されたい。

#### 6. 【入札関係情報の公表】

大臣通知は、入札契約適正化法第7条及び第8条の規定により、情報の公表を行わなければならない事項【参考資料6】に加え、入札参加者の経営状況及び施行能力に関する評点又は当該点数と工事成績その他の発注者による評点の合計点数、等級区分を定めている場合の区分の基準を公表することとしている。

このため、入札契約適正化法及び大臣通知に基づき、公表対応が出来ていない事項については、速やかにホームページで公表されたい。

#### 7. 【電子入札システムの導入】

競争入札参加資格申請のオンライン化をはじめ電子入札システムの導入については、談合等の不正行為の防止、事務の簡素化、入札に要する費用の縮減、及び入札参加者の利便性の向上等の観点から、総務省からは、既に、オンライン化導入にあたっての全国標準の仕様書も提供されているので、可能な限り速やかにその導入を図られたい。（再掲）

最後に、町は発注者として法令遵守を第一義として公共工事の分野においても、「これまでの仕組みや・考え方を見直し」することで、地域振興の観点から、地域産業の活性化、地域経済の循環に資するような制度的改善の取り組みを進める必要があると考えます。

職員の皆さんが熱意と勇気を持ってコンプライアンスに基づいた制度的改善に取り組まれることが、地域社会に活力を与えるものと期待しております。

## 「府民の声の見える化」の実施

大阪府では「オープン府庁」を進めるため、府に寄せられる府民の声をシステム登録し、一元管理する「府民の声の見える化」を平成22年2月10日から実施しています。

府民から直接寄せられた声だけでなく、公職者（知事、府議会議員、国会議員等）を介して間接的に寄せられた声についても登録の対象とするなど、幅広い府民意見を把握しています。

### ＜「府民の声の見える化」の取り組みの概要＞

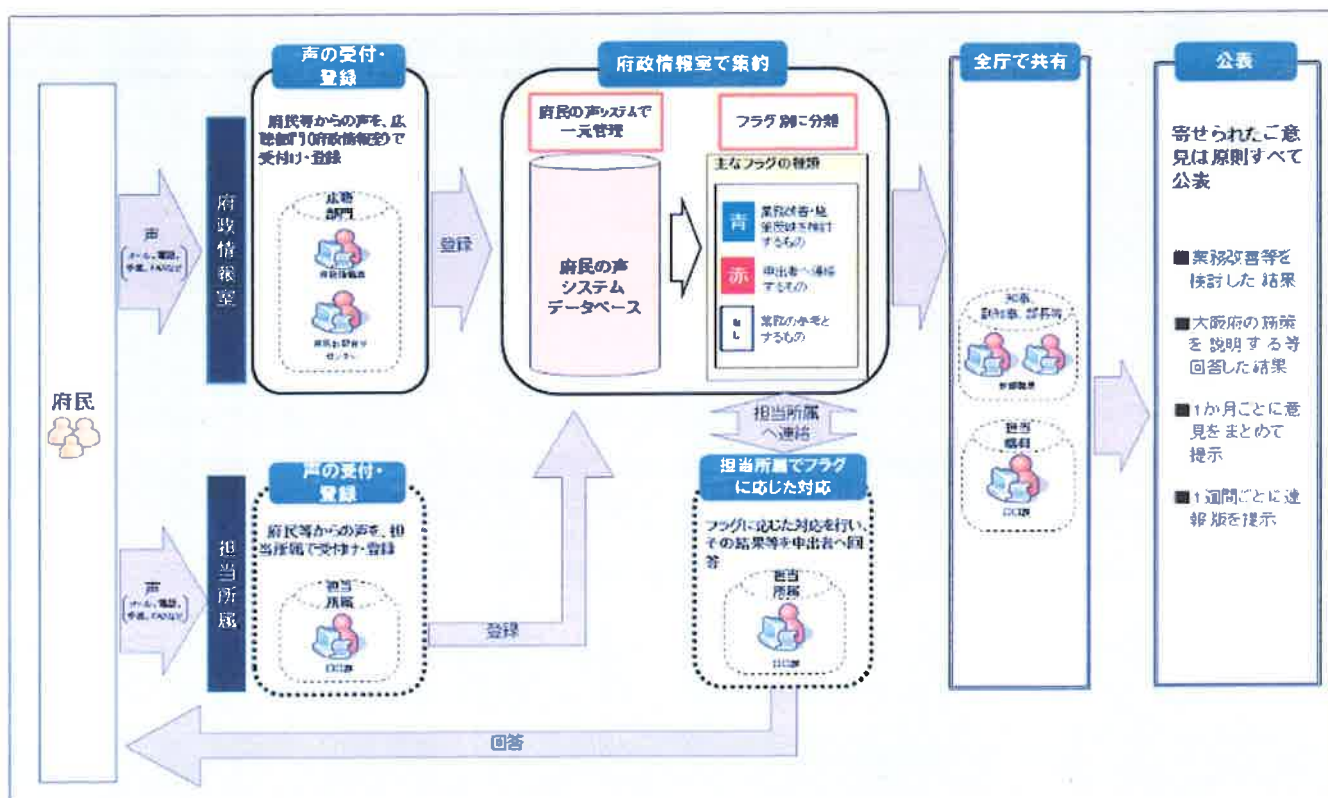
お寄せいただいたご意見は、「府民の声システム」に登録した上で、府政情報室において業務改善等へつなげるもの、改めて大阪府の施策等をご説明するもの等に分類します。（フラグ立て）

- ご意見の内容を業務改善・施策反映へつなげるよう検討するもの（青フラグ）
- ご意見をお寄せいただいた方へ連絡するもの（赤フラグ）
- トレンド分析などの資料とするもの（フラグなし）

担当所属は、これらの分類に応じた対応を行います。

また、寄せられた声の速報、業務改善・施策反映等の検討状況を、この「府政への意見」のホームページを通じて府民に定期的に公表しています。

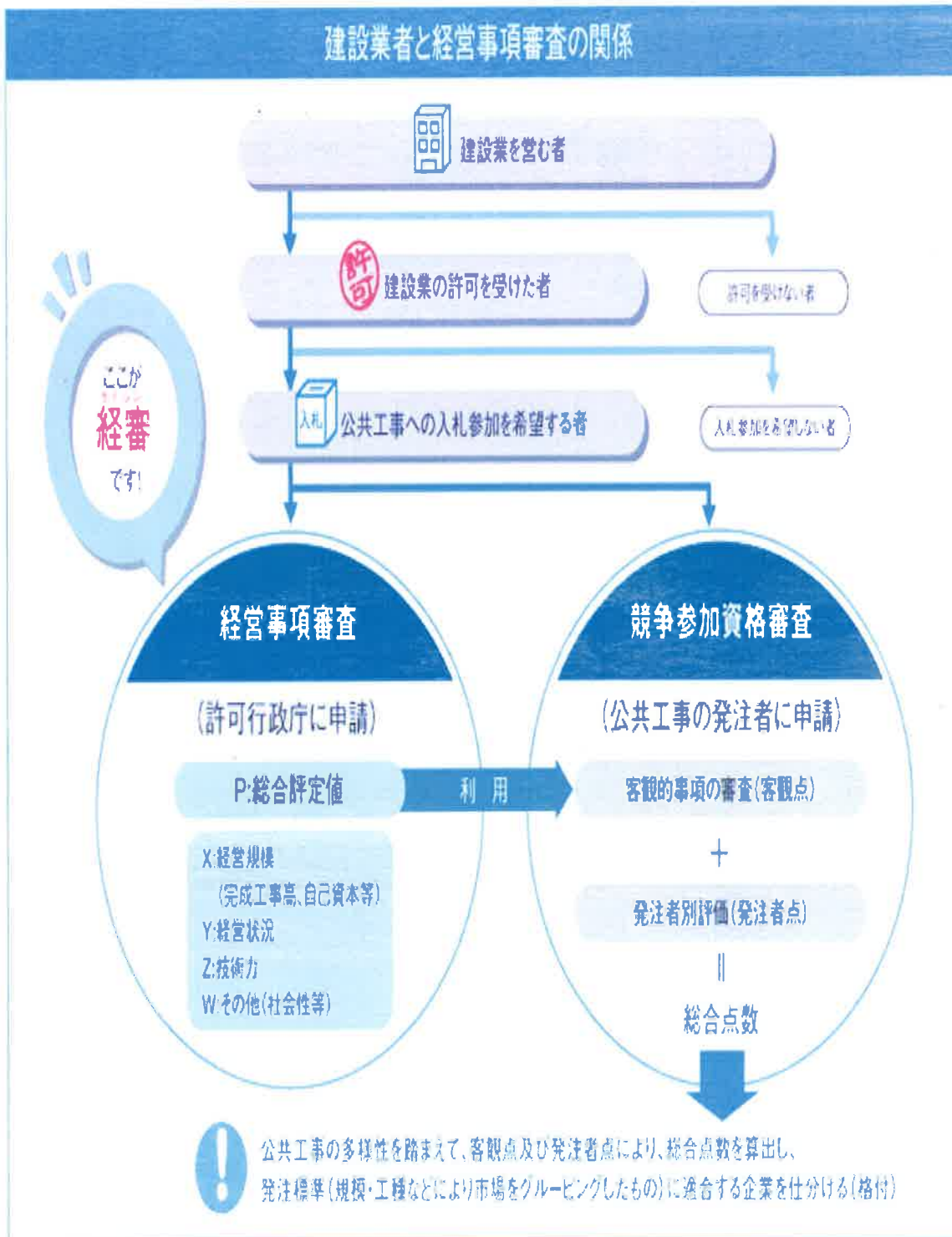
【「府民の声の見える化」 フロー図】



（出典：大阪府 府民文化部府政情報室広報広聴課）

【施行令第167条の2第1項の随意契約の要件】（要旨）

- 1 予定価格が普通地方公共団体の規則で定める額を超えない契約をするとき。
- 2 契約の性質または目的が競争入札に適しない契約をするとき。
- 3 障害者支援施設等で製作された物品を買い入れる契約、障害者支援施設等、シルバー人材センター、母子福祉団体から役務の提供を受ける契約をするとき。
- 4 地方公共団体の長の認定を受けた者が新商品として生産する物品を買い入れる契約をするとき。
- 5 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。
- 6 競争入札に付することが不利と認められるとき。
- 7 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。
- 8 競争入札に付し入札がないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
- 9 落札者が契約を締結しないとき。



(出典：国土交通省関東地方整備局)

## 建設工事競争入札参加資格登録の概要（抜粋）（大阪府）

### 5. 建設工事競争入札参加資格における等級区分（ランク付け）について

- ◆ 建設工事の種類のうち、土木一式工事・建築一式工事・電気工事・管工事・舗装工事の5種類については、次の計算式により算出した等級区分評点に基づき、種類別に等級を区分して資格の認定をします。その他の建設工事については、経営事項審査点数を総合点数として資格の認定をします。認定後は、発注工事ごとにその等級区分に応じて競争入札を行うこととなります。

《等級区分評点計算式》

等級区分評点＝経営事項審査点数 [※1] ＋地元点 [※2] ＋福祉点 [※3] ＋環境点 [※4]

- [※1] 経営事項審査点数： 経営事項審査の総合評定値（P）をいいます。
- [※2] 地元点（100点）： 府内業者（大阪府の区域内に建設業法第3条第1項の許可に係る営業所（主たる営業所に限る。）を置く者）に加算します。
- [※3] 福祉点（8点）： 障がい者を雇用し、「障害者の雇用の促進等に関する法律」に規定する法定雇用率を達成している者に加算します。
- [※4] 環境点（2点 or 4点）： 建設業許可を有する建設工事に関する事業活動について「エコアクション21」、「KES」又は「エコステージ」の認証を、大阪府との契約先（本店又は支店等）において取得している者に加算します。

※ 地元点、福祉点及び環境点については、加算要件を満たす者が加算を希望する場合のみ加算します。

※ 等級区分評点等については、毎年度見直しを実施します。

（出典：大阪府総務部契約局）



## CM方式の導入について

### 公共工事の入札をめぐる現状と発注者の課題



発注者として、こんな課題を感じていませんか？

- ・ 技術者が不足しており、設計・積算や施工業者の選定、施工の監督等を適切に行うことができない。
- ・ 一般競争入札の拡大の中で公共工事の品質確保のためには、施工の監督や設計変更への対応をよりの確に行う必要がある。

また、以下のような工事の発注予定はありませんか？

- ・ 大規模プロジェクトや高度な機能を有するものなど発注者の経験が少ない案件
- ・ 事業が分離・分割していることや、事業が錯綜し高度な調整が必要な案件
- ・ 短期的に事業量が増大した場合や限られた工期内で工事を完成させなければならない案件

通常の小規模な事業についても、恒常的に技術者が不足しているような場合にはCM方式の導入により、発注者のニーズに対応して効果的に事業を遂行できます。

### 課題解決の一手法としての、CM方式の活用

工事発注における体制・能力不足を解決する方法として、「CM（Construction Management）方式」を活用する方法が考えられます。

CM方式とは、**発注者の補助者・代行者**であるコンストラクションマネージャー（CMR）が、**技術的な中立性を保ちつつ、発注者の側に立って、設計・発注・施工の各段階において設計の検討や工事発注方式の検討、工程管理、品質管理、法令遵守などの各種マネジメント業務の全部又は一部を行う方式**です。

CM方式を活用することで、**発注者の体制・能力の質的・量的補完を図ることができます。**

発注者の実情により補完すべき事項は異なりますので、CM方式の導入は小規模事業であっても可能です。

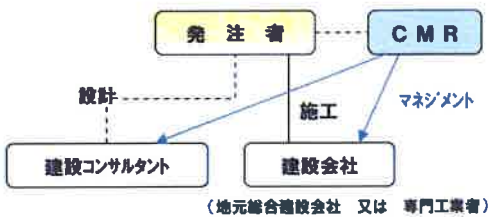


### CM方式導入によるメリット

1. 技術系職員が恒常的に不足している場合や、災害復旧工事等の短期的に事業量が増大し又は工期が限られている工事における**発注者の体制・能力の量的補完**
2. 大規模あるいは高度な工事における**発注者の体制・能力の質的補完**
3. 分離発注による**コスト構成の透明化**や発注プロセスの**透明性の確保**を通じたアカウントビリティ（説明性）の向上
4. CMを通じた、**発注者内技術者のマネジメント能力の向上**
5. **地域の建設企業・専門工事業者の育成**

## CM方式の概要及びCM方式のパターン

### ①設計・施工監理型



#### (活用方式の特徴)

- ・設計、施工の領域に対して発注者の経験が少ない工種の発注時に有効

#### (CMRの業務例)

- ・設計以降の全体をマネジメント
- ・発注者をトータルに支援

### ②設計・施工一括発注型



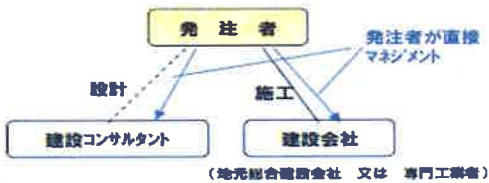
#### (活用方式の特徴)

- ・設計段階から建設会社のノウハウを活用した方が効果的な工事において、発注者の経験が少ない場合に有効的。また、災害復旧時等、時間的に余裕がない場合などでも有効

#### (CMRの業務例)

- ・設計以降の全体をマネジメント
- ・発注者をトータルに支援

### <参考>従来方式



#### (活用方式の特徴)

- ・発注者に、事業の内容に対応した設計、積算、受注者選定、施工監理に係る体制・能力が存在することが前提となっている。
- ・一方、指名競争入札を中心とした従来の入札調約制度の下では、上記体制・能力不足を施工業者に事実上対応させるケースが存在してきた。
- ・今後、一般競争入札を拡大していくためには、関係者の役割・責任を明確にし、CM方式も含めた発注者の能力と工事の態様に応じた多様な調達手段を活用していく必要がある。

## CMアドバイザー派遣・CM方式モデルプロジェクト

	CMアドバイザー派遣	CM方式モデルプロジェクト
対象	CM方式に関心のある自治体	CM方式を導入する自治体
内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現状及びプロジェクトの分析</li> <li>・CM導入の適否の助言</li> <li>・導入方式の初期の具体化</li> <li>・担当者に対する研修</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・左記の支援</li> <li>・CM方式の具体的な導入方式の提案</li> <li>・CM方式を導入する場合に要する費用(委員会等の運営経費等)</li> <li>・CM方式の導入効果の検証</li> </ul>

#### 【問い合わせ先】

国土交通省総合政策局建設業課入札制度企画指導室 TEL 03-5253-8111 (内線24704)

【入札契約適正化法第7条及び第8条の規定により  
情報の公表を行わなければならない事項】

令和4年6月1日 大臣通知（抜粋）  
公共工事の入札及び契約の適正化の推進について

2. 入札及び契約の過程に関する事項（入札契約適正化法第8条第1号）

- ① 入札に参加した者の商号・名称、入札金額
- ② 落札者の商号・名称、落札金額
- ③ 入札参加者の資格を定めた場合における当該資格
- ④ 指名した者の商号・名称
- ⑤ その他公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令（平成13年政令第34号。以下「政令」という。）で定める入札及び契約の過程に関する事項

3. 公共工事の契約内容（入札契約適正化法第8条第2号）

- ① 契約の相手方の商号・名称
- ② その他政令で定める公共工事の契約内容に関する事項